

自らが樂み』『Labor ipse voluptas, であるので
ある。

(1) Ferdinand Ranke, *Rück Erinnerungen an*

Schnapferte Halle, 1874. S. 3. 9. 186.

(11) Love, Leopold von Ranke (*Ausgewählte
Schriften* s. 150. un 1 Die Allgem. Deutsche
Literatur, Bd. 27.)

獨逸領土變動の意義

文學博士 石橋 五郎

千九百十九年六月二十八日、ヴェルサイユ宮殿
に於て結ばれたる講和條約に依りて、獨逸は其本
國に於て約三萬八千方哩の版圖と、其全殖民地一
百萬方哩を失ひ、獨逸領土は將に大なる變動を來
さんとしてゐる。

聯合國が割讓によりて、獨逸に領土の變更をな
さしめし原因は、獨逸の敗戦によること勿論なる
が、其變動を受けたる個々の地方に就て見れば、
各其理由、意義を異にするものがある。而してこ

れらの意義理由等は、或意味に於て一般領土に對
する現代思想を反映するものと見らるゝから、予
は茲に此等に就て、少しく考ふる所を述べんと思
ふ。

聯合國が獨逸に與へたる條約文の第三章『獨逸
に於ける政治的條項』中には、割讓による獨逸領
土の變動に就きての政治的關係を説いてあるが、
其中には其割讓等による領土變化の理由を、稀に
は指摘してゐる所もある。例令ばザール河流域及
びアルサスローレンの割讓に關する記述の如きは

それである。併し大體に於て、其意義若くは理由に就ては、詳しく記されてゐないから、以下述ぶる所は、予が條約文を通覽して得たる結果である。

獨逸が新條約によりて失ひ若くは失はんとしつゝある地方は、其西境に於て、アルサスローレンザール川流域・ルクセンブルク・マルメデー・モレテール・オイペン地方、北境に於てシユレスウキツヒ、東南境に於て西普魯西及びポーゼン、の大部分・東普魯西・シレジアの一部・並にメーメル地方である。而してこの割讓せられたる地方内に於て東普魯西の一部分とダンチツヒ地方とは、孤立して獨逸領土として殘存することを許されたのである。如斯く獨逸が其本國の四境に於て、領土上の大變動をうけし理由、并に其變動の有する意義は一にして足らざれども、初は其各地方を通覽して大要下の如き理由、若くは主義によりてなされた

るものなることを認むるのである。

一、民族主義 二、歴史尊重主義 三、自由交通主義 四、賠償主義 五、國際聯盟主義

但しこれらの主義が各地方に適用せられし事は其一つのみではなく、時あつて二つ以上の主義が併用せられしことあるを認むるのである。

第一の民族主義なるものは、勿論近世の世界的思潮であつて、從來同一國內に混淆せられて居つた諸種の民族が、互に獨立し、或は同一民族にして數種の國家内に分割せられたるものが、互に結合せんとする運動は、最近の政治運動として顯著なるものであるが、講和會議に於てこの主義が非常に勢力を得たのは、恐らくはウキルソンの理想に基くことが最大であると考へる。

ウキルソンが曩に米國議會に於て宣言したる有名なる十四個條の講和條件の第七條には、『特別國際條約を締結して民族の大小を問はず、均しく政

治上の獨立及び領土の保全を保證すること』といへる一項あり、故に講和條約に於ては、出來得る限りこの理想を實現せようと試みたる事は當然であつて、從來獨逸領土内にあるも其地方は嘗て他民族に屬し現在該民族中、住民中に多數を占むる地方はこれを獨逸より割き其民族の國家に委ねたるものであつて、如斯き場合は講和條約に於て、確定的に之を獨逸の割讓地域として承認せしめたものである。假令ば東普魯西ポーゼン地方を獨逸より奪つて、ポーランドに與へたるが如き即ち之である。

然るに或地方に於ては、該地方の住民中他民族を混ずると雖も、其民族の數必しも多數に非ず、然れども或は歴史的關係等によりて、之を其民族に與ふることを可と考へられたる地方に於ては、之を其住民の衆民投票 プレシット Plebiszite によりて、其所屬を決定せしめやうとするのである。假令ば東普

魯西・上部シレジア地方并にシユレスウキツヒの如きは則ち如斯くにして、獨逸より割讓せられんごしつゝあるのである。之を事實に徴するに、上述の西普魯西・ポーゼン・東普魯西・シレジア等は共に嘗てポーランドに屬し、現在ポーランド人の居住すること多き地方ではあるが、其の内西普魯西に於ては、其住民百七十萬中三分一以上はポーランド人に屬し、獨逸は嘗て獨人増加の遅々たるを憾み、此地方に獨逸人殖民委員會を設けて、獨逸人の移住を奨勵した程であるし、又、ポーゼンにあつては、二百萬の住民中、百二十萬はポーランド人なれば、此の二地方を割いて直ちにポーランドに與へた事は、寧ろ當然である。然るに東普魯西は其二百萬の住民中二十九萬のポーランド人あるに過ぎず、シレジア地方は五百三十萬の住民中、ポーランド人は百二十萬であるから、之を衆民投票に任せたことも亦至當であると云はねばな

らぬ。シュレスウキツヒ地方が衆民投票によつて所屬を決定せられんとするの亦之れと同じ理由によるのである。

たゞこゝに注意すべきは、かのアルサスローレンの二州である。この二州は勿論嘗て佛蘭西領であつたが、千八百七十年獨逸領となりし以來、其土着人にして其地を去りしもの實に五十萬の多きに及び、其の代りに獨逸人四十五萬新に移住し來り、戰前に於ては其全住民百八十萬中、佛語を操るもの纔に其一割に過ぎざる状態であつた。故に若し民族主義をこの地方にあてはめんとせば、この地方は講和會議に於て獨逸委員の主張せし通り衆民投票に任ずべき地方であつたのである。しかしこれは上述の諸主義の中の他の主義によりて、無條件にて佛領とせられたのである。何れにしてもこの民族主義なるものは、大略講和條約に於て認められたる最大眞理であるやうであるが、併し

其認めたま主義なるものは、果して認められたる民族が悉く甘受するや否やは問題である。例令ば東南境のポーランド人に與へ若くは與へんとするシロシア等の領土の如きは其一例であると信ずる。

二

獨逸領土變更の第二義たる、歴史尊重主義は如何と云ふに、從來獨逸が其邊境に於て有せし地域中には、獨逸をして拋棄せしめても差支なく、寧ろ之を拋棄せしむるを以て當然とする地方少からず、殊に普魯西王國領に於て、其然るを見るのである。講和會議に於ける聯合國の主腦等は、戰前の獨逸帝國殊に普魯西王國に對しては、下の如き見解を有つて居つた。即ち普魯西王國なるものは決して獨逸の民族的發達より來たりし自然の結果に非ずして、ブランデンブルク公國より、今日のプロシヤ王國に至る迄、たゞ戰爭と力とによりて四方を攻略し、器械的に結び付けられたる礫岩的コンクリートの

王國である、故にこれを古き歴史に遡り、其の幾部分を割譲せしめて、其本體に歸らしむるに於て何の不可あらんやと云ふにあつたのである。されば第一の民族主義よりして、獨逸より割譲せしめし地方は、又同時に歴史尊重主義の下に、多くはなされたものである。この兩者を兼ねざる純歴史尊重主義のために割譲せられたる地方は、獨逸の西境地方であつて、其の第一に擧ぐべきは、アルサスローレンである。講和條約第三章には『アルサスローレンの割譲は獨逸罪過の賠償』にありとの語あれども、其眞理由は疑もなく歴史尊重主義の結果である。上述の其住民中佛語を語るもの其一割に過ぎざるにも拘はらず、これを佛國に割きしは普佛戰爭以前の狀態に歸らしむるといふ歴史尊重主義に基くものである。現に條約第二章第二十七條には明らかに『割譲せらるべき境界を千八百七十年七月十八日現在の國境とすべき』事を規

定して居るのを以て見ても知らるゝのである。

次に又ベルギー境の諸割譲地域も多くは、この歴史尊重主義よりなされたものであつて、即ち、ルキセンブルグを獨逸より離脱せしめたる事は、同國が千八百十四年迄はベルギーと共に、同一祖國を形成して居つた爲めであつて、獨逸との關係は千八百四十二年、この國が獨逸關稅同盟に加入せしにより密接となつたのであるから、この關係によりて束縛せられたる政治狀態をも、古き歴史に遡り、これをベルギーの利益の爲めに、獨逸より割き衆民投票に委したものである。

又其北部のマルメデー地方は、其東部が千九百十五年以來普領となりしことあるも、元來ベルギーの領地たる事によりて、亦ベルギーの利益のために之を放棄せられたるのであるし、又モレネ地方は僅に五、五平方軒の小區域に過ぎざれどもカドミウム及亞鉛の鑛山あり、從來獨白間の中

立地帯として設定せられたる地なるが、千九百〇五年以來兩國間に係争絶えざりしかば、之れ亦古き歴史的關係を考へ、其南のオイペンと共に、ベルギーの利益の爲めに衆民投票に委ねられたるものである。要するにこの歴史尊重主義は幾分か聯合國をして獨逸に割讓を承諾せしむる辭柄となつた傾はあるが、必しもさうではない、寧ろ聯合國が歴史を尊重する事の結果、この割讓地域地方に於て獨逸領土が殘存し得た理由ともなるのである。

例令ば講和會議の結果東普魯西の大部分は獨逸本國より孤立せる領土として殘存したるが如きは、獨逸としては不滿なるべきも、予を以て見れば聯合國が歴史を無視せざりし結果とも考へられるのである。即ち聯合國が始め對獨講和條約草案の獨逸委員の反駁に對する回答書には下の一節がある

『東普魯西を引き放すことは獨逸之を承認せざらんとするも、東普魯西は數百年間孤立して存

在し、元と獨逸領に非ずして殖民地なりき』

即ち聯合國は殖民地に對する歴史を尊重して、獨逸領土の一部として殘存せしめたりと見らるゝのである。この主義は亦割讓せらるべき獨逸領土の境界確定事業に於ても亦承認せられたるものにして、特に西普魯西の國境の如きは明にこの主義によりて確定せらるべきものである。即ち同回答書の他の一節には下の意味の句があるを以ても知ることが出来る。

『(獨逸東方境界に關して)聯合國はもし正義の原則に違ふことあらば本問題を再考するを辭せずポメラニア西普魯西間の史的境界は之を尊重してポーランド王國に屬せざりし獨逸領は復興ポーランド中に含有せしめず』

右の如く領土問題につき聯合國が歴史を尊重したる事は明なる事實なるが、併し其の歴史を溯る場合について、各地方を通じて千八百十五年を最

古として居るやうである。少も境界劃定等の事業に至つては其れ以前の古き歴史に溯ることも必ずあり得ることゝ信する。

三

次に第三の自由交通主義なるものは、獨逸領土の變更に伴ひて殊に注目すべきもので、或る意味に於てこの主義は世界の領土劃定上に於て新紀元を開けるものといつてもよいものである。

蓋しこの主義も、ウキルソンの宣言したる講和條件に胚胎すること勿論であるが、其條件が實際條約の締結をなすに當りて、新らしき意義を附け加へられたるやに考へらるゝ。ウキルソンはかの十四ヶ條中

第一條 列國が國際條約を實施する目的を以て全部若くは一部の閉塞をなす以外の海洋に
ては航海は絶體自由たるべき事

第二條 經濟上一切の障壁を除去し通商事件の

平等を期すべきこと

第十四條 ダルダネルス海峽を開放して各國の自由航行及通商を許す事

とあり。何れも自由交通主義より出でたるものである。而して第一條の海洋の自由は、其後英國の反對に遇ひ講和條約中には葬り去られたれども、第二條と第十四條とは實現せられたのである。この自由交通主義が獨逸領土の變動の上に實現せられたるものとして注意すべきはダンテツヒ自由市の新建設、ハンブルグ・ステツチーンに於ける特殊自由地帯の設置、及獨逸領土内を流るゝエルベ・オーデル・ニーメンを國際的河川とし、ラインを從來よりも一層開放し、キール運河をも亦國際的に開放することである。略言すれば自由港の設定と國際河川の開放二項である。今この二項に就て少しく述べて見やうと思ふ。

獨逸北部の諸港の中には、中世のハンザ同盟以

來自由市として存立し、今日の所謂自由港の制度を布けるもの尠くはない。ハンブルグ、ブレメン、リューベックの如きは即ちそれである。然るに新條約によれば、ダンチツヒは割讓せられずして殘存し、其の代りに自由市となつたのである。この自由市は即ち自由港を意味するものであるが、併し茲に注意すべきは、かくして新建せられたるダンチツヒの自由市即ち自由港なるものは、今日迄存する他の自由市若くは自由港と其意義を異にせることである。蓋し獨逸内に存在せし自由市即ち自由港は、自由港市 (Freihafenstadt) 自由港部 (Freihafenviertel) 自由地區 (Freihafenbezirk) 等の區別あり、これにより或は其港全部を關稅的外國と見做し、商品の輸出入に關稅を免除し、或は工業加工を許し、或は荷造りの變成を認むる等の區別あれども、要するに自由港設定の趣旨は、其港自身の繁盛を期する事にあつたのである。而して通常

此れが爲めにこの自由港の背^{ヒンタイランド}域はこれが爲め寧ろ多少の惡影響を蒙り來つたのである。「ダンチツヒ」は戰前に於ても、自由港的施設が多少はあつたのであるが、新設の自由市なるものは、寧ろ反對の事由に基くものといふも過言ではあるまい。即ち、聯合國がダンチツヒを自由市としたのは、其市民たる獨逸人のために謀つたのではなく、其ヒンタイランドに有るポーランドの爲めに、海洋に出口を與へんとする、自由交通主義の賜である。従つて在來の自由港は、其のヒンタイランドを苦めたのであるが、新設のダンチツヒは、之を幸ひすることは勿論である。この意味に於て、ダンチツヒの自由市なるものは、自由港の性質に一新方面を開いたものといふべきである。

この主義は又ハンブルグ・ステツチーンにも應用せられ、講和條約第十二章に於て、この二港には其背域に當るテエツクスロヴツク國に自由地帯

(Bree zone)を貸與すべきことを規定してゐる。これは後に云ふ國際河川を通じて、チエツクスロワツクに海洋に達する出口を與へんとする爲めなることは勿論である。尙ほ東境のメーメル地方を獨逸より奪取して、一時聯合國の支配下に置かしたののは、恐らくは同一理由に基くものであつて、メーメル地方は其歴史的關係より云へば、最も古き獨逸の領地なれども、こゝにはメーメル港あり獨逸北境の良港たるのみならず、ニーメン川によりて露西亞の内地に通ずるの故を以て、將來建設確定せらるべきリスアニア國のために、海洋への出口を與へんとして、之を獨逸より奪ひしものも考へらるゝのである。

此の自由港若くは港灣による他民族への自由交通主義なるものは、國際河川の設定によりて始めて其運用をなし得るものである。條約に於て國際河川として新に規定せられたるは、エルベ・オー

デル・ニーメンの二つであるが、エルベはチエツヒスロワツクの爲めオーデルはポーランドのため、ニーメンはリスアニアのために開かれたのに外ならないのである。この事は條約書第十二章に於てエルベはモルダウ合流點及モルダウはブラーグ以下の下流を國際河川とし、オーデルはオツバ合流點以下ニーメンはグロードノ以下を國際河川とせること、即ち其起立が何れも獨逸以外の他の國家に屬する事を以て、知ることが出来るのである。如斯くにして自由港の新意義并に國際河川なるものは、領土若くは境界設定の一標準となつたのであるが、この主義より云へば、かの世に喧しきフエメ問題の如きは、もし對獨條約と同主義によれば當然これを獨立の一自由市たらしむべきものであると信ずるのである。市はこの意味に於て、ウキルソンの主張を、諒とせざるを得ないのである。

五

領土割讓に際して賠償が其理由となることは勿論當然であつて、過去の事例に徴ること甚だ多きものであるが、新條約に於ける賠償主義なるものは、やゝ特殊の意義を有してゐると云つても差支ない。即ち從來は一般の損害賠償の爲めに償金を出し、土地を割く事を以て普通としたのであるが新條約に於ては、損害せられたる物其物の爲めに同一物を有する地方を割讓すると云ふ事に於て、特殊の意義を有するのである。再言すれば、ザール河流域の割讓なるものは、獨逸が佛蘭西北部の炭坑を破壊したるが爲めに、其賠償としてザールの炭坑を提供する事に伴ふ土地の割讓である。この事は條約第三章ザール流域割讓の條項の冒頭に『獨逸は佛蘭西、西北部の炭坑を破壊せる賠償として云々』と明記してゐるのである。蓋し獨逸が佛蘭西及白耳義の鑛業地域を破壊した事は、戰

役中に於ける顯著なる獨逸罪惡の一であつて、當時佛蘭西は之に對して非常の憤懣を感じ、地質學者ローチーの如きは、この炭坑破壊の代償として獨逸のライン地方を占領し、講和條約に當つてはライン東岸十哩を界として獨逸より割讓せしむべき事を論じて居つた程であるが故に、ザール流域のみの割讓を以て終りし事は、獨逸としては寧ろ感謝せざるを得ないのである。

但し聯合國がラインランドを割讓せしめざる事の中には、別に課したる賠償金の仕拂上、之を獨逸の爲めに保留せしむる事を以て、利益なりと考へたる事もあつたのではあるまいか。聯合國側の調査によれば、ライン地方のルール炭田のみを以てしても、其の稼行により償金の金額を仕拂ひ得るものとすら、計算せられたる事もある位である。尙賠償主義なるものは、アルサスローレンの割讓に於ても、亦高唱せられたる所であつて、講和

條約第三章第五節アルサスローレンの條には

「聯合國は千八百七十一年獨逸が佛國の權利に反して爲したる非行及ポルドウ議會に於て代議士がなしたる嚴肅なる抗議に拘はらず、國家よりアルサスローレンの人民を分離し以て其希望に反して爲したる非行を補償すべき道德上の責任を承認し云々」

とあるのである。即ち此意味より見ればアルサスローレンも、一は賠償主義の下に割讓せられたものである。即ち賠償主義による獨逸領土の割讓は一は破壊したる物其物の賠償を兼ね、一は古き過去に於て爲したる非行のために土地を割かしむるといふ事の上に其の意味を見出すのである。

五

ウィルソンが講和條約を審議するに當りて最も心血を凝ぎたるものは云ふ迄もなく國際聯盟である。而してかくしてなりし國際聯盟なるものは、

平和回復以後に於ける世界永遠の平和を確保せんとする大理想より出でたるものであつて、其効果は寧ろ條約締結以後に於て起るべきものではあるが、然し出來得ればこの聯盟主義を現條約に於ても實現せしめやうとした事は、自然の歸趣であらう。恰も良し獨逸殖民地の處分に當つては、この聯盟主義を以て之に泄む事が至當にして、且つ都合よきものであつたのである。即ち國際聯盟の中に説かれたる委任統治(Mandate system)なるものは、此の殖民地問題を解決する最良の方法であつたのである。當時獨逸殖民地は參戰せる諸強國によりて既に全く征服せられたるが故に、一方には此等強國の欲望を満足せしめ、他方には殖民地奪取の正當なる理由を見出す爲めには、委任統治は最も適當なる形式であつたのである。委任統治なるものは、講和條約第二十二條に明記してある通り、獨立し得ざる人民によりて住居せらるゝ地方

に對して、先進國は世界人類に對する道德的責務により、之を教導する任務をなさんが爲め設けらるゝものである。然るに獨逸の殖民地なるものは山東膠州を除いては、亞米利加殖民地といひ、或は太平洋諸島といひ、何れも國際聯盟の所謂『近代の切迫せる、状態の下に未だ獨立し得ざる人民により居住さるゝ地方』である。故に國際聯盟に

よる委任統治の主義を以てすれば、一律に而かも容易に獨逸の諸殖民地を所分し得たのであるから此の主義を選んだ事は、講和會議として最も賢明なる仕方と云はなければならぬ。唯だ膠州の處分は必しも之れと同一律によりて處分し能はざる事情であるから、他の殖民地は委任統治によりて之を處分したのに對して、形式上之をたゞ日本に讓與したといふ形となつた。然かしもし吾人に膠州割讓の理由を求むれば、寧ろ東洋に於てなしたる獨逸の舊罪惡、并に世界に對する新罪惡に對す

る賠償による割讓と見做すべきではあるまいか。アルサスローレン還附について獨逸の舊罪惡を理由と明記したるに對して、我は講和條約山東の條項には、獨逸をして賠償せしめし理由を記入せしめたかりしものである。單に『日本の利益の爲め』とのみある事は少しく物足りぬ心地せざるを得ないのである。

如斯くにして分割せられたる委任統治の獨逸領は今後如何なる政治的社會的形式に移り行くかは興味ある問題である。委任統治の眞精神より云へば、其の委任せられたる統治國は、私心を去り唯だ其の地方の開発誘導を以て念とすべきではあるが、果して如斯き事或は寧ろ理想は實現さるゝや否や疑なき能はずである。統治地方中のあるものは、恐らくは事實上の領土となるべき傾向を有するのであるまいか。現に最大委任國である所の英國の首相ロイドジョージは講和條約締結當時議

會に於て演説して曰く、

委任統治國は特殊の關係境域に従ひそれぞれ異なるものとす、假令ばケープコロニーに連れる西南阿非利加は、地理學上其一部分として認められ居るが故に、行政管理の中心地より二千哩若くは三千哩を隔てたる殖民地と同様な方法によりて之を處理することは到底不可能なるべし。西阿非利加は南阿聯邦を組織する上に於て主要部分を構成するや勿論なり。同地は南阿人によりて開發せらるゝより外なからん。之れに異なる關稅障壁を設け、異なる行政組織を行ふが如き事は之を爲すこと能はざらん。

之に由て之を觀れば、英國は舊獨領西南阿非利加殖民地を委任統治するには其隣邦の英領ケープコロニーと類似せる統治方法によると見做して差支なかるべきではないか。然すれば純粹の英領と

委任統治領との間に劃然たる區別を設定することは不可能にして、結局英領たるの實を備ふるに至ると考ふるを妥當とすべきではないか。是は南洋諸島を委任統治する我國の上より見ても、見逃がし能はざる事例である。

六

獨逸領土の變動の理由若くは主義となりしものは、以上によりて略ぼ解釋し得ると信ずるが、更にこの五主義を通覽してみると、對獨條約に於ける領土の設定には、民族的分子が非常に重きをなして居るのである。民族主義といひ、歴史尊重主義といひ、委任統治主義といひ、悉く民族を本位として考へられたるものと見做すことが出来る。

併しこゝに見逃すべからざる問題は、かくして出來し獨逸領土なるもの或は一般に其結果現はれたる諸民族の領土なるものは、或は民族の統一に重きを置き、或は民族の分布に重きを置き、民族の

國土の地理的關係を度外した事である。蓋し領土を變更し、若くは新邦國を作くる場合には、必ず之に伴つて國境の問題を生ずる、而して古來の事例に徴するに、この領土の變更即境界の變更なるものは、主として其境界の地理的關係を顧慮して定められたるものである。然るに新條約はあまりに民族に重きを置くの弊として、境界の地理的關係を無視した證據が歴然として存するのである。

この事は果して該當民族、もしくは該當國家の發達或は相互間の關係を圓滿ならしむるに於て適當なる所置であつたであらうか、予は遺憾ながら之を否定せんとするのである。蓋し領土の境域なるものは、民族を主とせずして地理的關係を主とすべき事は、動かすべからざる原則である。サー・トーマス・ホルデックは最近『政治的境域及境界設定』(Political Frontier and Boundary making)と題する書を著し、其第十七章に於て論じて曰く、『科

學的境域には二つの重要な條件あり、第一に之が國土の堡障となるべき事、第二に其堡障の位置たる關係民族の意志を考慮すべき事これなり』と、又曰く『境域設定に關し政治的統制の基調として第一に位するものは自然地理學にして、民族の分布は第二に考慮すべきものなり』と、而して、其境界として堡障的任務を最も良く顯はすものは高地(Altitude)にして、山岳は其最も有効なる障壁なりとし、河川之に次ぐと云つて居る。今其事由を考ふるに、民族の繁榮并に平和の保持は、其民族の生活が、安全なる堡障の中において、始めて爲し得るものである。もしこの堡障を無視して、國境を定むる時は、假令一時條約によりて民族の平和を保ちても、忽ち其境界を越えて更らに民族の混亂を來たし、之により或は民族的の爭鬭を生じ、其の國境を正確に維持すること至難な事である。殊に民族主義による時は、國境に必ず人工的の國境

を設けざるべからざるに、之は其建設并に維持に於て非常なる困難を伴ひ、而かも其價值少きことは既に周知の事實である。今や新條約により成りし各民族の國家の境域は、多くはこの人工的境界を有せんとして居る。ポーランドの如きは殆んど其の全國境はこの人工的境界線を設定せざるべからざるに、其長さ恐らくは殆んど千五百哩に達せんとしつゝあるのである。この廣大なる無障礙の國境は果して永久に維持せらるゝものであらうか。たとへ國際聯盟あつて民族間の争闘を或程度迄は防ぎ得べしとしても、この境界を越えて出入

白馬寺の沿革に關する疑問

文學士 那 波 利 貞

する民族の流れを阻止することは到底不可能である。されば再び新らしき民族問題が起つて、領土の變更を見るべき事は火を賭るよりも明かである。

茲に於て吾人は對獨條約及他の新條約が餘りに民族の統一に重きを置き、地理的關係を無視せし事は、却つて將來に於ける民族的争闘の種子を蒔きしものと信せざるを得ないのである。

本稿を草するに當り使用せし對獨講和條約書は我政府より未だ發布なきにより専ら紐育タイムス社發行 Current History 八月號所載の正文に據る。

後漢の明帝が金人を夢み、傳毅の奏上に聽きて佛徳の偉大なるに感じ、即ち蔡愔等十餘人を迎佛